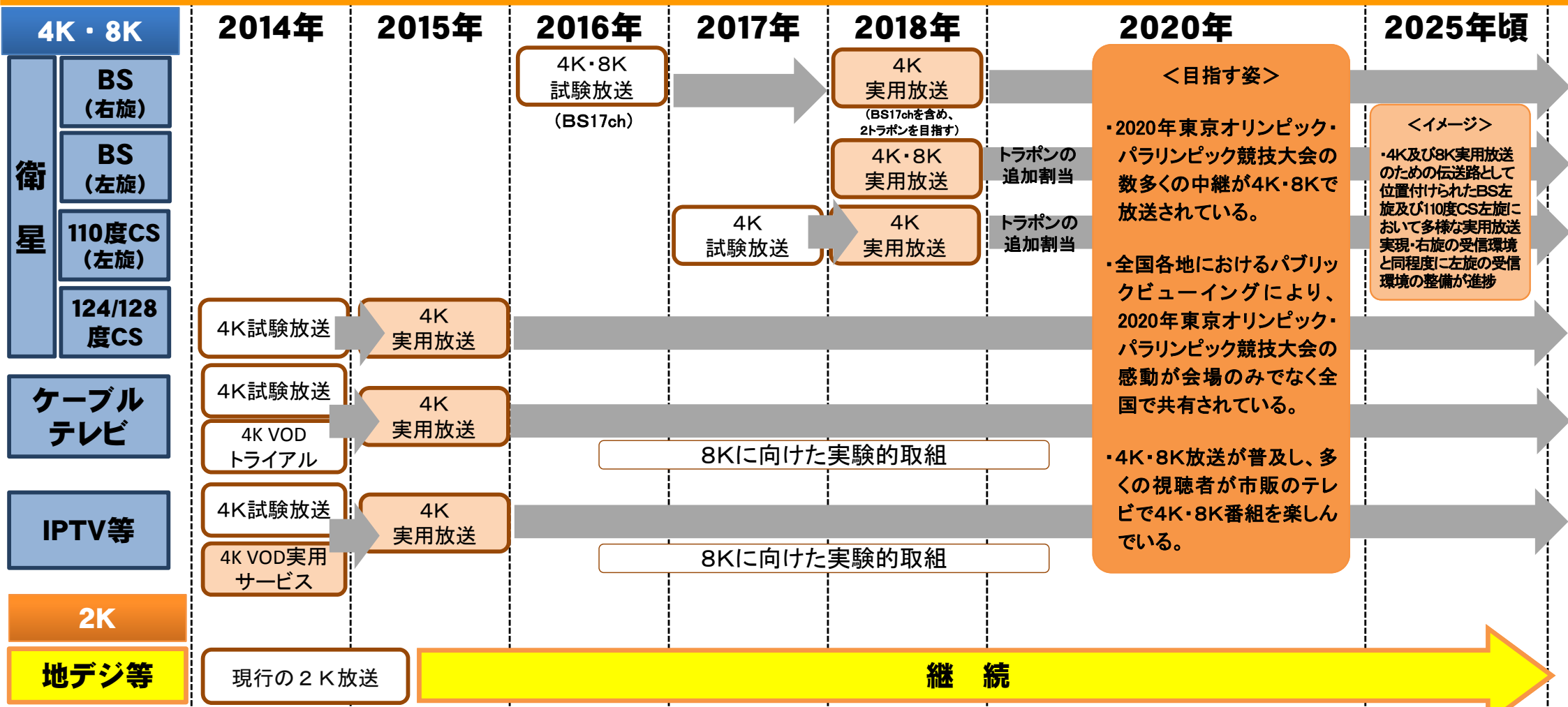


衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送に関する 今後のスケジュール

平成27年12月25日
事務局

4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方 ～2K・4K・8Kの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFIによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

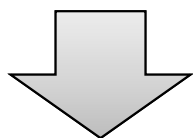
(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

ハード(衛星基幹放送試験局)

ソフト(認定基幹放送事業者)

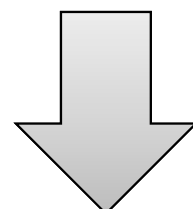
2015年
2月～4月

ハードの制度整備

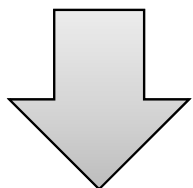


- ・基幹放送普及計画
- ・無線局免許手続規則等

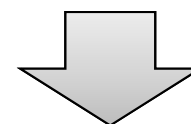
ハードの免許



9月9日電監審諮問・答申
(予備免許)

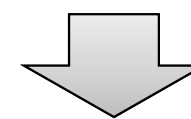


ソフトの制度整備



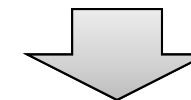
- ・放送法関係審査基準
- ・放送法施行規則等

ソフトの公募・申請



NHK、一般社団法人次世代放送推進フォーラムが申請

ソフトの認定



BSによる4K・8K試験放送開始

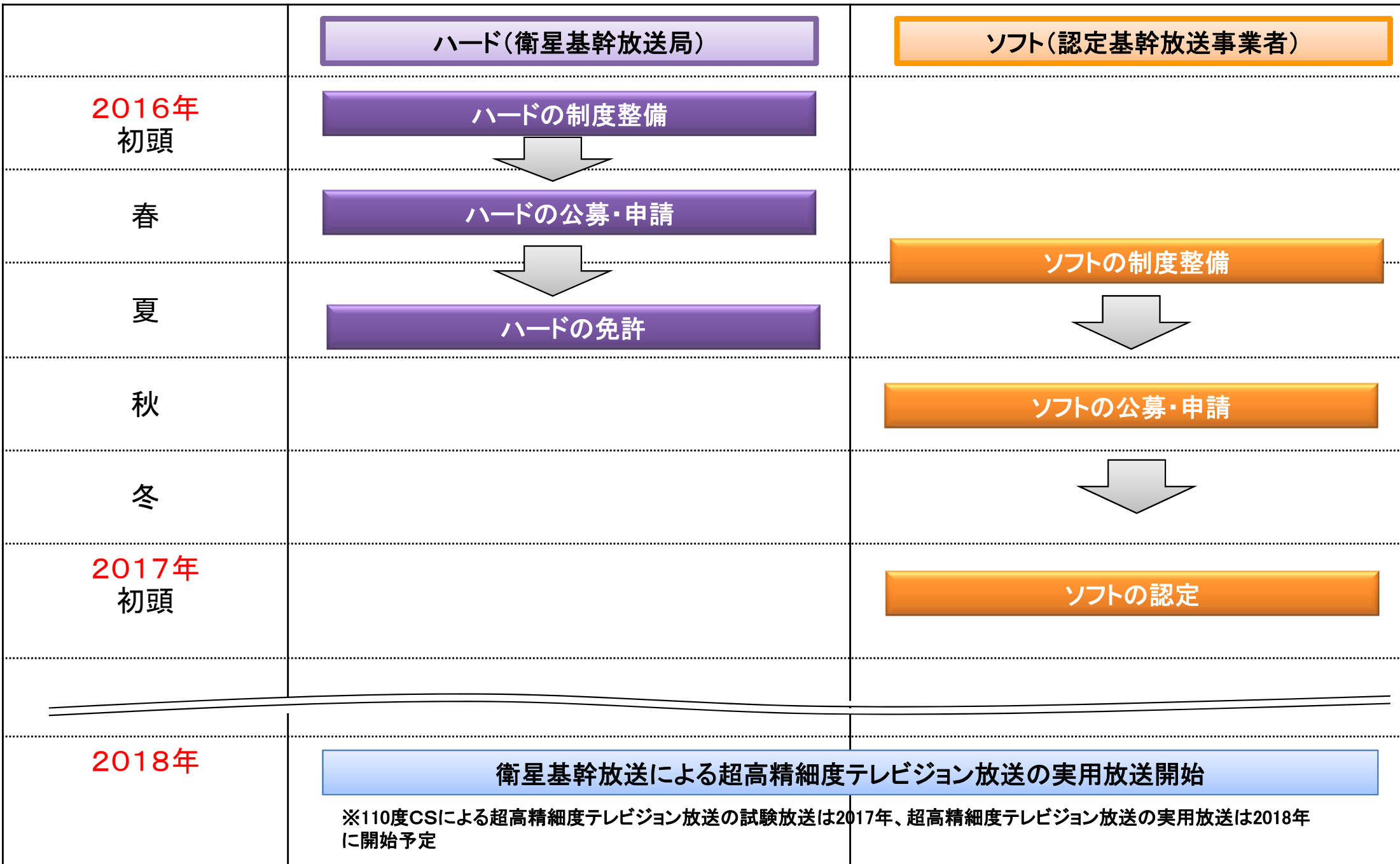
夏

秋

2016年

春

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送に関するスケジュール



※現時点での想定スケジュールであり、状況に応じて今後変更となる可能性があります。